

介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示します。

◎加算の取得状況：介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）

◎賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

○資質の向上

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、中堅職員に対するマネジメント研修の受講（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

○労働環境・処遇の改善

- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化

○その他

- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上